

～児童虐待，

その未然防止，早期発見・早期対応，虐待を受けた児童生徒の支援のための

学校と関係諸機関の密接な連携～



昨年3月に，東京目黒区で発生した（当時）5歳の女兒が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け，増加する児童虐待に対応するため，厚生労働省をはじめとした関係府省等が一丸となって対策に取り組むよう平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられました。12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されています。同時に「学校，保育所，認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」が技術的助言として通知されております。

今年1月に，千葉県野田市での小4女子死亡事案の発生を受け，「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化，新たなルールの設定，「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」が通知されています。

平成31年3月19日には，「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定されたところであります。

児童虐待の早期発見・早期対応，被害を受けた児童の適切な保護等，学校においても積極的な対応が展開されているところと拝察いたします。今後，より一層，学校と関係諸機関が連携し，子どもを守る強力なセーフティネットを構築するための一助となることを目的とし，研修会等への講師派遣を致します。

<研修内容>



- * 児童相談所の役割と組織運営
- * 児童福祉法，児童虐待の防止等に関する法律，措置制度等について
- * 要保護児童対策地域協議会の運営，市町村との連携
- * 学校等における児童虐待防止に向けた取組（文部科学省作成研修教材「児童虐待防止と学校」について）
- * 虐待発見後の初期対応，保護者対応，関係諸機関との連携における組織的対応の在り方
- * ケース会議の運営の仕方，事例を通してのロールプレイ研修等実務演習等

対象：学校管理職

研修内容について，ご要望に応じます。

<講師>

- * 児童相談所 SV，児童虐待対応業務アドバイザー，児童相談所担当職員，教員，教育委員会指導主事 等

<申し込み方法>

研修会開催1ヶ月前まで ご連絡ください。

宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課
子ども・子育て支援専門監 佐々木貴子

Tel 022-211-2534

Fax 022-211-2591

メール sasaki-ta877@pref.miyagi.lg.jp



<参考>

- 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長 平成30年7月20日】

- 3（5）学校 ①幼稚園 ②小学校及び中学校 ア 別表1～3

資料2 参照

- 「児童虐待防止と学校」研修教材 【基礎編】【実践編】

制作：文部科学省 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議（平成18年度）

モジュール6

疑いから通告へ

【学校でできること①】

モジュール9

家庭への対応

【学校にできること④】

【通告】 通告する機関

通告先 市町村、都道府県の福祉事務所、児童相談所
(児童委員を介して、これらの機関に通告することも可)

学校としては、市町村における通告受領の窓口等がどこになるのか、通告したときどのような流れで対応が施されるのかを、知っておく必要

- 市町村の虐待担当窓口等の理解
 - 多くの場合、要保護児童対策地域協議会の調査機関と、虐待の相談窓口は、担当部署が一致
 - 担当部署がどこかを知っておくこと
- 児童相談所の構造と機能の理解
 - 児童相談所は、都道府県と政令市に義務設置
 - 児童相談所は、チームで業務に当たる
 - 児童相談所の業務は、相談・判定・調査と指導・措置
 - 立入調査も、児童相談所の仕事

モジュール6

虐待対応の際に生じやすい 保護者との軋轢

- 虐待について子どもに事実確認
→ 保護者は、激しい抗議
- 関係機関に虐待を通告
→ 保護者は、「裏切られた」と攻撃
- 子どもの問題行動と保護者の養育態度について話し合いを提案
→ 保護者は、「もう登校させない」と硬化

- ロールプレイ研修事例（参考）

- ・学校をほとんど休んでいる小5の女子の事例（保護者の怠慢・拒否（ネグレクト））
- ・帰宅したまらない女子中学生の事例（性的虐待）
- ・問題行動の多い男子中学生の事例（身体的虐待、保護者の怠慢・拒否（ネグレクト））他